

交通事故統計の用語説明

● 交通事故とは

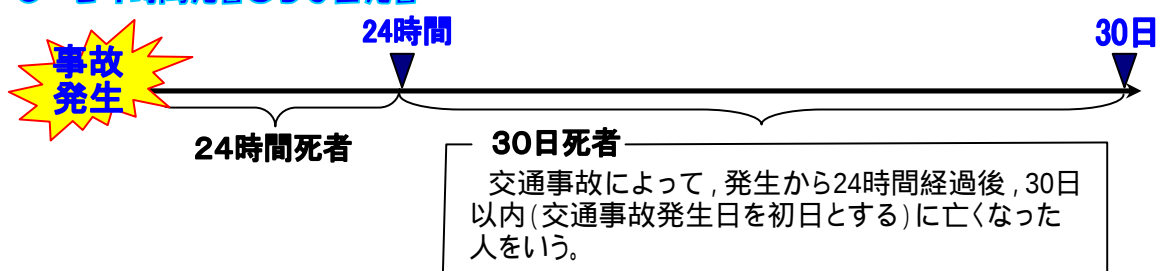
道路交通法第2条第1項第1号に規定する道路において、車両等及び列車によって起こされた事故で、人の死亡又は死傷を伴う事故をいう。

● 死傷の程度

死者	24時間以内に死亡した人。30日死者と区別して「24時間死者」ともいう。
負傷者	重傷者 1箇月(30日)以上の治療を要する人をいう。  重傷
	軽傷者 1箇月(30日)未満の治療を要する人をいう。  軽傷

負傷者 = 重傷者 + 軽傷者

● 24時間死者と30日死者



24時間死者 + 30日死者 = 30日以内死者

● 早朝・昼・夕暮・夜 季節によって時間帯が異なります



● 子ども・若年者・高齢者

子ども  中学生以下の人。	若年者  16歳以上25歳未満の人。	高齢者  65歳以上の人。
--	---	---

● 歩行中・自転車・二輪車

歩行中  道路を歩いている人及び走っている人を含む、道路作業中、路上遊戯中、道路にたずんでいる人などを含む。	自転車  アシスト(駆動補助機付)自転車を含む。	二輪車  自動二輪車及び原付をいう。
---	---	---

● 統計表の記号

- (1) 「0」又は、「0.0」は、単位未満であること。
- (2) 「-」は、皆無であること、又は当てはまる数字のないこと。
- (3) 「...」は、資料が無く不明であること。



● 第1当事者

交通事故は、車両の単独事故をのぞき、事故に関与した車両等(列車を含む。)の運転者又は歩行者が2人以上おり、その内、過失が重い者を「第1当事者」という。

(例) 四輪の安全不確認が主な原因で起きた事故の場合

こちらが過失が重いので「第1当事者」とする。

第1当事者



第2当事者



相手方を「第2当事者」とする。

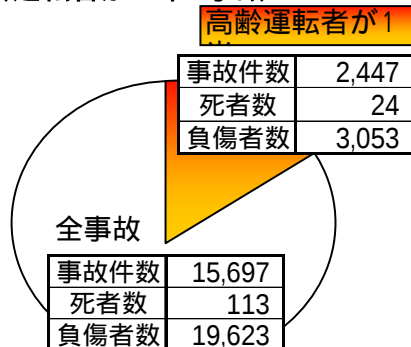
過失が同程度の場合は、人身損傷程度(死亡・重傷・軽傷)が軽い者を第1当事者とする。

● 各項目のデータ抽出方法

① ○○が第1当事者の事故

事故の第1当事者に着目！

(例) 高齢運転者が1当の事故



事故件数

全事故15,697件から高齢運転者が第1当事者の事故2,447件を抽出。

死者数・負傷者数

2,447件の事故により死傷した人を死者、負傷者とする

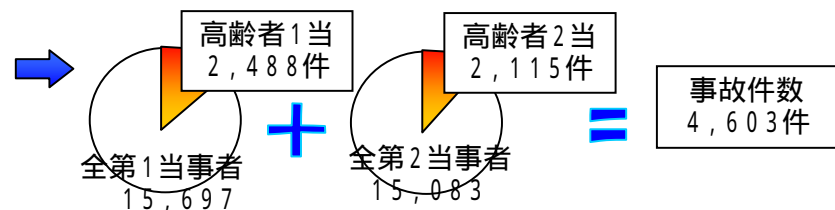
同じ抽出方法の項目
若年運転者・飲酒

② ○○が関係した事故

(例) 高齢者が関係した事故
事故件数

	第1当	第2当
19以下	665	1,647
20-64歳	12,379	11,313
高齢者	2,488	2,115
不明	165	8
合計	15,697	15,083

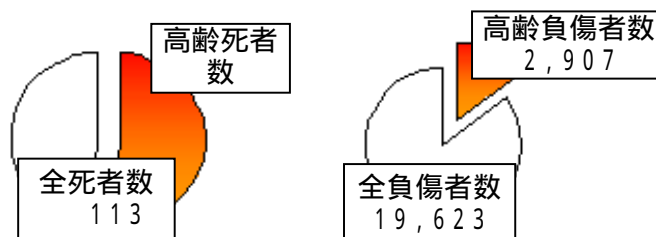
事故の第1当事者・第2当事者となった高齢者の合計を件数とする。



死者数・負傷者数

	死者数	負傷者数
19以下	7	2,701
20-64歳	48	14,015
高齢者	58	2,907
合計	113	19,623

全ての死者・負傷者の中から高齢者を抽出し、の第1当事者による死者・負傷者と区別して「本人の被害」という。



同じ抽出方法の項目
高齢者・子ども・高校生
歩行者・自転車・二輪車

を具体例に当てはめると次のとおり。



この事故で4名が負傷。

第1当事者	第2当事者	同乗者	同乗者	同乗者
高齢者 負傷	高齢者 負傷	高齢者 負傷なし	20代 負傷	子ども 負傷
高齢運転者が1当の事故		事故件数	1件	
		負傷者	4名	
高齢者が関係した事故 ...		事故件数	2件	
		負傷者	2名	